

令和元年8月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和元年8月19日(月) 午前9時55分～午前11時20分
2. 場 所 市立公民館3階 講座室4
3. 出席者
教育長 樋口 利彦 教育長職務代理者 野口 和江 委 員 河野 さおり
4. 事務局出席者
教育総務部長 藤浪 秀樹／生涯学習部長 藤原 淳
総務課長 高井 哲也／学校給食課長 井出 英明／学校管理課長 山本 千尋
産業高校学務課長 小林 大樹／学校教育課長 倉垣 裕行／人権教育課長 寺内 ユカ
生涯学習課長 寺本 隆二／スポーツ振興課長 津田 伸一／郷土文化課長 西川 正宏
図書館長 溝端 多賀子／総務課参事 松本 秀規／総務課参事 井上 慎二

開会 午前9時55分

前回会議録について承認された。本会議録署名者に野口教育長職務代理者を指名した。
傍聴人0名。

○樋口教育長

ただいまから、令和元年度8月の定例教育委員会会議を開催します。

報告第58号 令和元年度 岸和田市水練学校のまとめについて

○樋口教育長

報告第58号について、説明をお願いします。

○倉垣学校教育課長

報告第58号につきましては、令和元年度 岸和田市水練学校のまとめについてです。

市内小学校5、6年生児童を対象として正規の泳法を指導し、水泳の普及発展を図り、健康の増進に寄与するとともに、集団生活訓練の実をあげることを目的として実施いたしました。

期間は、7月22日(月)から8月2日(金)の土曜日、日曜日と今年度につきましては、8月1日が全ての小学校校長が出張のため、これらの日を除く9日間実施しました。募集人員は例年どおり800人で例年500名前後の応募があります。今年度は503名の子どもたちが参加をしました。出席状況につきましては、およそ9割弱の児童が毎日参加しました。この間、臨海、林間学校といった宿泊学習が入っている学校の児童は2日間お休みをしていました。

児童進級状況ですが、水練学校は5、6年生が対象ですので、2年連続で参加する子どもや、

別途個人でスイミングスクールに通って一定の技術、泳法を身に着けている子どももいますが、全員同じ所からスタートして初日にどの班に所属して上級を目指すかという形を取っていますので、かなり苦手な子どもも、一定の技術が身につけている子どももスタートは同じです。そこから最終的にどこまで到達したかということ、資料にその人数と割合を記載しています。今年度については、26人が卒業まで行くことができました。全体の割合では5.3%でした。上級3班で終了したのが、43人でした。

今年度新たに大学生を指導の補助のためアルバイトとして雇用することができまして、子どもの安全確保により力を入れることができました。大きな事故等や熱中症もなく無事終わったということを報告します。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口教育長職務代理者

一日中止になったので、一日少なくなったのですね。

○倉垣学校教育課長

初日が雨で中止になっています。

○野口教育長職務代理者

この日に実施できていれば、もう少し進級できた子どもがいたということになりますね。そう思えば残念でした。

指導員の先生方がかなり確保できたということと、外部指導員の方とで指導者の数は確保できているように思いました。昨年はとても少ない日もあったので心配したのですが、外部の方の応援もいただいたのは、とても良かったと思いました。

○倉垣学校教育課長

校長先生をはじめ、とても多くの市内の小中学校の先生方の協力をいただきました。

○樋口教育長

何より安全で無事に終了できて良かったです。今回指導していただく学校の先生方は、今までは報償費を支払っていましたが、出張扱いにして保険に入るという扱いに変わりましたが、今回これだけ多くの先生方が水練学校への思いをもって協力していただいたということは大変嬉しく思います。

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告第 59 号 第 73 回大阪府総合体育大会 ・ 泉南地区大会成績及び中央大会出場について

○樋口教育長

報告第 59 号について、説明をお願いします。

○津田スポーツ振興課長

報告第 59 号につきましては、第 73 回大阪府総合体育大会 ・ 泉南地区大会成績及び中央大会出場についてです。

概要としまして、泉南地区大会の成績表は別紙のとおりです。その成績に基づきまして、別紙に中央大会に出場及び日程について記載しています。

今回、中央大会の担当は北ブロック豊能・三島地区となりますので、会場は豊中市や池田市など北摂地域になっています。

参考としまして昨年度は21種別の出場がありましたが、今年度は16種別ということで少し減少しています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口教育著職務代理者

どのような種別が減ったのですか。

○津田スポーツ振興課長

各種目で男女や年齢別にそれぞれカテゴリーがあり、バレーボールが3つのカテゴリーのうちの2つ、卓球が4つのカテゴリーのうち2つ、ソフトボールが4つのうち1つ、それぞれ減らしています。

○野口教育著職務代理者

競技人口が減ったということですか。

○津田スポーツ振興課長

泉南地区大会での結果が、中央大会に出場できる成績ではなかったということです。

○樋口教育長

中央大会に出場される方々には活躍していただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、報告として承りました。

報告は以上ですが、ほかに報告はないでしょうか。ないようですので、議案の審議に移ります。

議案第49号 岸和田市教育委員会の点検・評価報告書について

○樋口教育長

議案第49号について、説明をお願いします。

○高井総務課長

議案第49号につきましては、岸和田市教育委員会の点検・評価報告書についてです。

平成30年度の施策事業が対象となります。令和元年度岸和田市教育委員会の点検・評価報告書(案)がまとまりましたので、ご審議をお願いするものです。点検・評価の経過につきましては、5月に第1回評価委員会を開催しまして、各担当課からそれぞれの事業について点検・評価したものをシートにまとめて、評価委員会委員の方々からご意見等を頂戴しました。そのご意見について、教育委員会で内容の修正等を行いまして、8月1日に第2回評価委員会を開催しました。そこで、教育委員会の考え方等を説明した上で、報告書(案)をとりまとめております。本日ご了承いただきましたら、第3回定例市議会へ報告いたしまして、議会が終了した後にホームページへ掲載するとともに、広報広聴課、各市民センターなどに関覧いただけるように配置し、

広く市民にも公表・公開ということで対応していきたいと考えています。

○樋口教育長

説明が終わりました。毎年続いている点検・評価ですが、昨年と今年と同じ評価委員に評価していただき、報告書にまとめてある状況です。評価委員が点検評価した上で、教育委員会の考え方も記載しています。何かお気づきの点はございませんでしょうか。

私から一つ、生涯学習課の「子ども安全見守り隊」の人数のことについて校区により差が大きいと川端評価委員が指摘していたのですが、教育委員会の考え方としては、今後参加していただけるよう努めてまいりますとしています。実際に人数の少ない校区に行きますと、見守ってくれている人は多くいますが、見守り隊の黄色の帽子とベストを着用し登録している人数が少ないだけで、本当は街角でたくさんの方が登下校の見守りを行っていただいています。そこに学校や町会を通じてでもアクションをかけていただく、そうすることで増えるのではないかと考えています。いろいろな事件がありますので、必要性を感じていただいてご協力をしていただけるように働きかけていただきたいと思います。

○野口教育長職務代理者

評価委員がいろいろ指摘をされたところに、きちんと答えをして大変良かったのですが、疑問に思った点を先に全部まとめて申し上げます。

《項目No.3 「あゆみファイル」の活用》

巡回相談で専門家による学校支援を29校に50回実施となっていますが、専門家は大学の先生ですから、それぞれ様々な専門分野を持っていると思いますが、何人の方に、どのような内容を依頼しているのかと思いました。特に大学の先生の専門分野はどういった内容なのかと思いました。

《項目No.4 産業教育の充実》

ずっと続けている漢江メディア高校との交流についてですが、今年度は済んでいるので大丈夫だとは思いますが、日韓関係の非常に難しい問題が何らかの影響を及ぼしていないかと思いました。中学生は無くなってしまったので、高校生が国際交流を行っていることは大事にしていきたいと思えます。

《項目No.6 生徒指導の充実》

スクールサポーターについて、評価のところで「生徒と教員の良好な関係の構築、生徒の意欲向上、自主性の促進につながっている。不登校生徒の改善につながった事例もある。」とありますが、具体的にどのような関わりをしていただくことによって効果が上がったのかが、もう少し分かれば良いと思いました。

平成28年に岸和田市学校支援チームが立ち上がったということですが、具体的にどのような組織でどのようなことを行っているのかがもう少し分かれば良いと思いました。

《項目No.8 学校給食運営の充実》

入札に応募者がなく、平成31年1月に仕様書の条件緩和をしたということだけの記載なので、条件を緩和して大丈夫なのかと思われませんか。このように条件緩和をしたけれども安全

確保等については大丈夫だという記載も必要ではないかと思いました。

今後の課題・方向性として、「民間委託に要する経費が以前より増加してきてはいるが、直営に比べれば経費削減効果は得られるものとなっており、その民間委託化により得られた節減費用については、給食環境の向上に活用できるよう努める。」とありますが、いずれは質の低下になるのではないかという不安が出てくるのではないかと思います。不安を持たれないような方向に持っていくことは大事なことではないかと思いました。

《項目No.18 文化財の保護と郷土資料の活用》

予算に大きな変化があるところについては、その理由を記載することになっていますが、事業費について令和元年度予算が前年度決算と比べて150万円近く減少している理由を書いた方がよいのではないかと思います。

○樋口教育長

いろいろとご意見いただきました。各課から何か補足説明などがありましたら言っていただいて、次年度への参考にさせていただけたらと思います。

○寺内人権教育課長

《項目No.3 「あゆみファイル」の活用》

専門分野についてのご質問ですが、大きく分けると心理学者と教育学科の教授です。人数は5人います。先生によりまして何回も来てもらえる方と1校につき2回だけと限られる方がいます。共通点は発達に詳しい専門家で、所属する学科名は様々です。

○野口教育長職務代理者

この方々は個別の子どもに対しての支援について指導されるのですか。

○寺内人権教育課長

コンサルテーションなので、先生の指導の仕方や、こういうタイプの子どもには、こういう指導というように先生に対し指導し、先生の資質向上を目指しています。

○野口教育長職務代理者

教育心理と教育学など、いろいろな内容があると思いますが、発達心理などですか。

○寺内人権教育課長

その先生の専門分野で和歌山大、大阪体育大学、梅花女子大学、大阪大谷大学などの先生です。最近は桃山大学からも来ていただいています。ニーズが多いので先生の確保は難しいです。

○野口教育長職務代理者

ほぼ皆さん発達障害を専門にされているのですか。

○寺内人権教育課長

そうです。

○樋口教育長

次年度は、教員向けの指導支援という文言を入れればどうでしょうか。

○小林産業高校学務課長

《項目No.4 産業教育の充実》

ご指摘いただいたとおり今年度は済んでおりまして、来年度はこちらから訪問させていただくようになっています。外交的には緊張した状態ですが、政治と教育は分けて考えたいと思っております。学校内で来年は中止するといった意見は全く出ておりません。但し、行く場合も来られる場合も生徒の安全が確保できないということになれば、やむを得ず中止するといったことも考えられますが政治的な理由で中止とは考えておりません。

○野口教育長職務代理者

今、定期的に生徒会同士が文通するといったようなことはしていません。

○小林産業高校学務課長

学校組織としてはありませんが、お互いのホームステイ先の生徒同士での交流はあると聞いています。

○倉垣学校教育課長

《項目No.6 生徒指導の充実》

スクールサポーターに関するご質問でしたが、スクールサポーターは教員を目指している学生や地域で学校にご協力いただける方や元教員で、その方々にご協力をいただいて、学校のニーズにあった形でいろいろな役割を果たしていただいています。教員とは違った立場で、より子どもに近いスタンスで子どもたちに接することで、子どもたちに良い効果が出るような働きをしていただいています。例えば部活動の指導に加わっていただいたり、不登校の子どもたちの支援のために教員と一緒に家庭訪問を行ったり、別室登校している子どもの対応にあたっていただいたりということで、教員と同じ方向性では動いていただいています。違った視点、立場から対応していただくことにより、子どもたちに良い効果がでるような事例が市内でもあります。

学校支援チームですが、これは市の一つの組織として立ち上げています。スクールロイヤーやチーフスクールソーシャルワーカー、カウンセラーの方等に入っていて、事例をより専門的な見地から解決するための調整や取組みの提案をいただいたり、助言をいただいたりしています。緊急的な事案がある場合には、その方々にチームとしてご協力いただくといったケースもあります。

○樋口教育長

今説明していただいた内容が次回どこかに記載すると、具体的で分かりやすくなると思います。

○井出学校給食課長

《項目No.8 学校給食運営の充実》

まず条件緩和の内容ですが、大きく二つありまして、一つはプロポーザルへの参加要件の中に平成28年4月以降の大阪府内の学校給食調理業務において食品衛生法に基づく食中毒による行政処分を受けていないことを証明する書類の提出が必要で、それまでは各保健所の証明書の提出を求めていましたが、保健所の証明書を取るのに時間がかかるという問題があり、他市事例を参考に誓約書の提出でも可能としました。

もう一つは、調理業務の従事者及び業務責任者の配置という項目が仕様の中にあり、そこには栄養士と調理師がそれぞれ3年以上学校給食施設における調理業務に従事した経験を有し、どち

らかを業務責任者、もう一人を副責任者と規定していたところを、この改正で副責任者は3年を1年に緩和しました。

これらを変えることで、不安を感じる方はいるとは思いますが、今、人の確保が課題です。中学校給食の委託業者の従事者を見ても入れ替わりが結構あり、人員の確保が難しい状況があると感じています。当然学校給食施設で1年以上という規定は設けていますので、この仕様で進めていきたいと考え、このような記載にしております。

○河野委員

誓約書というのは食中毒をだしたことがありませんという内容ですか。

○井出学校給食課長

その通りです。

○河野委員

こちらが調べるということはできないのですか。

○井出学校給食課長

調べることはできるとは思いますが、今までプロポーザルに参加するときに証明書または誓約書を提出してもらっています。

○樋口教育長

今後はその緩和した仕様で続けていく状況ですね。心配している委員は安全確保が十分できているのかということですので、今回は安全確保について記載していただくと良いと思います。

○野口教育長職務代理者

これだけ読んでみると、ただハードルを下げましたというように見えてしまうので、市としてはここまで安全確保についてのレベルは保っていますという記述は必要なのかなと思いました。

○西川郷土文化課長

《項目No.18 文化財の保護と郷土資料の活用》

平成30年度予算から令和元年度予算が約150万円下がっている理由ですが、平成30年度まで3年かけまして歴史資料の収蔵品の台帳整理を行っていました。今まで台帳というのは、例えば掛け軸の場合、名前だけ書いてあったりしていたのを3年かけて、実際に広げて写真撮影をし、タイトルや作者、詳細な内容であったり、分かることを書き込んでデータ化し整理を行いました。整理することにより、今までですと企画展を実施する際にテーマに応じタイトルを見て全て広げてみないと、使えるか使えないかの判断ができず非常に時間がかかっていました。また数も多いため全て確認することができませんでした。台帳にしておくことにより、写真が全て載っていますので、候補をたくさん挙げた中から精査し企画展に臨むことができるようになりました。これが3年かけ終了しましたので、その分の金額が下がっているものです。

○樋口教育長

今回、議会に提出する報告書として、この原案の報告書のとおり承認させていただいてよろしいでしょうか。

【一同、異議なしの声】

○樋口教育長

それでは、原案のとおり承認することとします。

議案第 50 号 職場におけるハラスメント（セクシャル、パワー）に関する防止及び対応に関する指針について

議案第 51 号 職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針について

○樋口教育長

議案第 50 号について、説明をお願いします。

○高井総務課長

議案第 50 号につきましては、職場におけるハラスメント（セクシャル、パワー）に関する防止及び対応に関する指針についてです。続けて議案第 51 号もハラスメント関係になりますので、続けて説明します。

まず議案第 50 号は、大阪府教育委員会が平成 11 年 3 月に策定したセクシャル・ハラスメントの指針が、平成 29 年 6 月に改定、パワー・ハラスメントの指針は平成 22 年 4 月に策定、平成 29 年 6 月に改定されています。これらを踏まえて岸和田市でも平成 12 年 10 月にセクシャル・ハラスメントの指針、平成 22 年 10 月にパワー・ハラスメントの指針を策定し施行しています。大阪府の改定がありましたので、これらの指針を見直し改定しようとするものです。

大きくは相談体制の整備のところで「その他のハラスメントの相談について一元的に応じ」ということが、また校内相談窓口のところで「必要に応じて教育委員会に相談を行い、アドバイスを受ける。」と「加害者とされる教職員への指導を行う。」ということが追記されています。また教育委員会事務局窓口のところでは、「加害者とされる教職員への指導が行われるよう調整するとともに、人事管理上重大な問題が生じた場合には、所属長または、加害者とされる教職員に対する指導等を行う。」と加害者に対する指導という従前には無かった部分が追記されています。

その他は「大阪府職員総合相談センター」や「ハラスメント専門、相談専門相談員」について追加されています。

セクシャル・ハラスメントと同じようにパワー・ハラスメントの指針についても改定を行っています。

次に議案第 51 号については、職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針についてです。

こちらは、大阪府教育委員会が平成 29 年 2 月に策定していましたが、岸和田市では策定されていませんでしたので、平成 29 年 6 月の改定内容もあわせて岸和田市におけるハラスメントの指針を策定しようとするものです。内容は大阪府教育委員会の指針を準用しています。先ほどの改定も含め 8 月 31 日施行と考えております。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口教育長職務代理者

いずれも学校現場で働いている先生方が働きやすい、気持ちよく働けるようにということにつながると思いますので、学校で何らかの形で一度は周知できるように、取り立てて研修となるか、職員会議の後の研修となるか分かりませんが、周知できるように指導していただけたらと思います。

○樋口教育長

それぞれのハラスメントの本市教育委員会の相談窓口は変わらないということですね。学校は管理職と相談窓口としてもう一人程度でしょうか。

○松本総務課参事

各学校で相談窓口を設けています。毎年調査しまして、校長先生が変わられたらその状況でメンバーが変わる学校もありますが、基本的には複数対応、管理職2名プラス男性、女性であるとか女性を必ず入れるなど、各々学校で決めてもらい教育委員会で集約しています。

○樋口教育長

相談しやすい環境を学校の中でも整えることが必要だと思います。他に何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 52 号 補正予算について（債務負担行為補正）

○樋口教育長

議案第 52 号について、説明をお願いします。

○井出学校給食課長

議案第 52 号につきましては、補正予算（債務負担行為補正）についてです。

7月の定例教育委員会会議でもお話ししました令和2年度4月から給食調理員の欠員に伴い新たに山直北小学校で給食調理業務民間委託の実施を予定しています。

今回当初5校分の債務負担行為の限度額 330,915 千円に山直北小学校の増額分 86,940 千円を上乗せし、限度額 417,855 千円を補正予算として計上するものです。今回6校分への増額変更をお願い第3回定例市議会において債務負担行為の限度額の増額変更を審議していただくこととなっています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

多くの再委託契約がありますので、子どもの安全な学校給食のために良い業者が選定できると良いと思います

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 53 号 補正予算について（事業費補正）

○樋口教育長

議案第 53 号について、説明をお願いします。

○井出学校給食課長

議案第 53 号につきましては、補正予算（事業費補正）についてです。

10 月からの幼児教育保育の無償化の実施に伴い、天神山幼稚園で実施しています給食につきましては、一部の保護者が給食費のうち副食費が免除されることとなります。その免除された副食費は公費で負担することとなりますので、今回天神山幼稚園の給食費につきまして、現状、園が保護者から徴収金の一部として給食費を徴収し物資業者に支払いをする私会計方式の運用を保護者から徴収した給食費を市の歳入に計上し市から物資業者に支払いを行う公会計方式の運用に変更したいと考えております。

現在天神山幼稚園の概要につきましては、在園児数が 19 人で幼稚園給食費が 228 円そのうち米飯で 22 円、パンで 40 円の主食費となっていますので、歳入に関しましては、雑入に幼稚園給食費負担金として、免除対象者が 11 人の予定に転入児 1 人を見込んで 12 人の主食費 37 千円、免除対象外の 8 人分の 193 千円を合わせた 231 千円を計上しています。

歳出は、学校給食運営事業に転入児 1 人とさらに保存食分というものが必要となりますので、合計 21 人分、508 千円を計上し第 3 回定例市議会で審議していただこうと考えています。

なお、歳出の特定財源につきましては、歳入見積書金額と保護者からの給食費 231 千円と国の地方特例交付金のうち子ども・子育て支援臨時交付金等がありますので、それらを合わせて特定財源と考えています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口教育長職務代理者

会計方式が変わることによって園の事務量が増える、煩雑になるということはないですか。

○井出学校給食課長

単純に給食費が私会計から公会計になると恐らく今回天神山幼稚園にお願いしている方法では若干複雑、煩雑にはなるのですが、無償化により保育料に関する業務が無くなります。給食費は今まで園でされていたのを保育料のように幼稚園で預かっていただいたお金を市の方に入れてもらうと考えています。支払いの方は今まで園が小学校に渡していたお金は必要なくなり、市の方から業者に支払いますので、軽減される部分がでてくると思います。それほど複雑にはならないかと考えています。

○野口教育長職務代理者

それでは、業者には市と学校から支払うのですね。

○井出学校給食課長

その通りです。業者は学校だけに請求していたものを、学校分と市の分に分けて請求することになります。

○野口教育長職務代理者

それについて業者は了承済みですか。

○井出学校給食課長

これから話をします。パンや米などの一括物資は給食会が取りまとめており、そちらに岸和田市全体分の請求がくるのが翌月の中旬ですが、大阪府の給食会との契約の中で、支払いは翌月の25日までとありますので、公会計になった時に翌月の中旬に請求がきたものを25日までに支払うことはできないということで、大阪府の給食会と協議をしています。それらも含めて一般の業者にお願いに行こうと考えています。

○藤浪教育総務部長

小学校の給食費も可能であれば公会計化したいと考えています。国からも公会計化を進めなさいという指針が出ていますので、目標としては、令和3年4月からできればと思っていますので、これを期にモデルという訳ではないですが、天神山幼稚園の分だけ先行して移行させていただけたらと思っています。

○野口教育長職務代理者

学校の負担がとて大きくなる、混乱するといったことがないようにお願いします。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第54号 補正予算について（事業費補正）

○樋口教育長

議案第54号について、説明をお願いします。

○山本学校管理課長

議案第53号につきましては、補正予算（事業費補正）についてです。

現在、岸城中学校の敷地の一部を借地しており、今回借地の一部を売却したい旨の申し出がありましたので用地購入のため、令和元年第3回定例市議会に歳入歳出予算の審議をいただくものです。

所在地は野田町二丁目225番地、場所は正門を入れて左側の木造の図書館のあるところです。面積は611㎡、購入金額は81,374千円です。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○河野委員

他にまだ借りている場所はあるのですか。

○山本学校管理課長

岸城中学校はあと2筆残っています。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 55 号 受益者負担見直しに伴う岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の一部改正について

○樋口教育長

議案第 55 号について、説明をお願いします。

○寺本生涯学習課長

議案第 55 号につきましては、受益者負担見直しに伴う岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の一部改正についてです。

本案は、平成 28 年 5 月に策定されました「岸和田市受益者負担基本方針」に基づき、受益者負担の適正化と、営利利用の要件の緩和を行うことを目的に、岸和田市立公民館及び青少年会館の設置、管理等に関する条例の規定の整備を図ろうとするもののほか、所要の規定の整備を図ろうとするもので、令和元年第 3 回定例市議会において審議いただくものです。

受益者負担の見直しにおきましては、平成 23 年 12 月に策定されました「行財政新改革プラン」の取り組み項目として、「施設使用料の見直し」と「減免制度の見直し」が位置付けられ、平成 28 年 5 月には「岸和田市受益者負担基本方針」が策定されました。

そして、平成 31 年 3 月に策定されました「岸和田市行財政再建プラン（2019 年 3 月版）」において、基本方針に基づき、令和 2 年度より段階的に公の施設の使用料改定を実施する方針が示されました。

この取り組みは、受益者負担の公平性の観点から、本市のすべての公共施設を対象として進めているものです。

今回の見直しの趣旨ですが、施設の使用料というものは、市民の皆さまにご負担をお願いするものですので、当然、使用料をいただくべきか、それとも無料とすべきか、あるいは、使用料をいただく場合、どの程度の金額をいただくべきか、ということを判断するための明確な基準や根拠がなければならぬわけですが、本市では、これまできちんとした明確な基準や根拠がなかったという課題がありました。

こういった課題を解決するため、本市の公共施設全体を通じた共通の明確な基準を設け、使用料の再設定を行おうというものです。

これを受けまして、公民館及び青少年会館については、これまで原則無料の施設として運用してきたところを、有料化することになりました。

ただ、原則有料となるものの、大半の利用者の皆さまは、「免除」というかたちで、引き続き、一定の要件のもと実質無料で施設をご利用いただける方向で考えています。

これは、公民館及び青少年会館を利用されている皆さまが、非常に質の高い生涯学習活動を実施されていること、その公共性、公益性というところに着目した取扱いを行っていきたいと考えています。

次に、改正の概要ですが、公民館等の使用料について、公民館はこれまで原則無料の施設で、施設の設置目的から外れる例外的なケースのみ、例えば、営利企業が会議や研修等で使用する場

合のみ、有料としておりました。これを全て有料に一本化します。併せて、市外、営利の利用については要件を緩和した上で、通常の使用料の3倍の割増使用料を徴収することとしております。

また、現行では貸出単位となる使用時間を、午前、午後、夜間、全日としており、最小でも3時間単位の貸出しとしておりましたが、貸出の時間区分を1時間に変更しております。これにより、貸出件数を増加させ、施設の利活用の促進を図りたいと考えています。

実際には、新料金は、令和2年4月以降の使用について適用されます。ただし、先行して行われる予約等に対応するため、施行日を令和元年10月1日としています。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○野口教育長職務代理者

このことについて市民の方から何らかのご意見は届いていませんか。

○寺本生涯学習課長

7月の後半から8月の中旬にかけて、利用者説明会を各センターと中央地区公民館を含め6館で行いました。3割程度の方が受益者負担本来に対する質問でした。特に「受益者負担」という表現が上からの目線であるといった意見もいただいております。それに対しましては利用者説明会には、行財政改革課も同行していただきましたので、そういった質問に対しては行財政改革課から回答をお願いしました。

生涯学習課に対する意見は、有料は分かったが今後私たちが利用していく中で、どういった負担が求められるのかということで、具体的に教えて欲しいというご意見をいただいております。

これまで原則無料となっていた施設が有料になるのですが、ある一定の条件の元でこれまでと変わらず無料で使っただけということ、今その要綱や内規を市民の皆さんの意見を聞きながら、どういった場合には無料にできるかということを検討しています。

まず有料化するといった条例を第3回定例会で審議いただき、可決されましたら無料の判断をしっかりと決めていきたいと考えております。

○野口教育長職務代理者

反発を招くことがないように、ご理解いただけるように丁寧な説明をお願いします。

○樋口教育長

ほかにはいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第56号 受益者負担見直しに伴うきしわだ自然資料館条例の一部改正について

○樋口教育長

議案第56号について、説明をお願いします。

○西川郷土文化課長

議案第56号につきましては、先ほどの生涯学習課と同じ受益者負担見直しに伴うきしわだ自然資料館条例の一部改正についてです。

自然資料館では、入場料については、変更はありませんが、1階入ってすぐ左にあります多目

的ホールの貸し出しに関して改正が行われます。

内容は第4条第3項で、改正前は、「設置目的に反する場合は、使用の許可をしない」とありましたが。設置目的は、第1条に「自然の多様さを学ぶ」や「自然保護への理解を深める」などの目的が書かれており、これまで、自然に関すること以外の内容で、多目的ホールをお貸しすることはしていませんでした。

今回、この一文を削除し、広く門戸を開き、一般にご利用いただけるようにしたものです。ただし、何でもお貸しするというのではなく、改正後の第5条「入場又は使用の制限」の第3項の部分に新たに、「もっぱら営利目的」の場合はお貸しできないことを盛り込んでおります。

また、改正前は「入館料」となっておりましたものを「入場料」に改正いたしましたのは、入館とは建物自体に入ること指すとの解釈があり、きしわだ自然資料館の場合は、無料スペースもありますので、有料部分へ入っていただくことを「入場」という表現に改めたものです。

多目的ホールの使用料について、行財政改革課で作成しました、公的関与の必要性や、維持管理費、対象面積等に基づき試算し、激変緩和措置などを考慮しての数値ですが、午前9時～午後12時までが、改正前1,000円を1,100円に、午後1時～午後5時までが、改正前1,000円を1,300円に、午前9時～午後5時まで通しでの使用が、改正前2,000円を2,600円に改正するものです。

また、市外の個人や法人が使用する場合や、実費以上の受講料を取る場合、また、物品販売メインでお部屋はお貸しませんが、プラスαで、関連の販売行為などを行う場合は、使用料を3倍の額で徴収することを規定しています。これは、他の施設と同様にそろえたものです。

そこで、改正前の第13条「販売行為の禁止」ですが、先ほどの、第5条第3項で、もっぱら営利目的の場合はお貸ししないとしたこと、3倍徴収の規定を設けたことで、削除いたします。

この条例は、令和元年の10月1日から施行されますが、事前予約などがある場合がありますので、経過措置として、実際に適用されるのは、令和2年の4月1日からです。

○樋口教育長

多目的ホールに関する改正ですね。

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○河野委員

実際にお貸ししている頻度はどの程度でしょうか。

○西川郷土文化課長

今までは自然に関わるものと限定をしておりましたので、平成30年度は0件でした。

○河野委員

許可できないものも含め、申し込み自体はあるのですか。

○西川郷土文化課長

利用目的を限定していましたので、許可できないものの申請はありませんでした。過去には自然の写真の愛好団体が有料で借りられたという経過もあるようですが、お話を一緒に作業をしているうちに共同でできるということになり、結局、共催という形になり減免対象になったという例もあるようです。

○野口教育長職務代理者

100 円、300 円、600 円の値上げ幅の根拠はどういうことですか。

○西川郷土文化課長

行財政改革課で試算の数式があり、そこに公的関与の必要性や維持管理費、対象面積などをあてはめて算出します。今回の場合、もう少し金額が上がったのですが、いきなり上がらないように激変緩和という措置もしたうえでこの金額になっています。

○野口教育長職務代理者

それでは、教育委員会関係の施設だけでなく、他の施設も値上がりしていくのですか。

○西川郷土文化課長

今回この条例改正の対象になっているのは、公民館、自然資料館以外にも、福祉総合センター、保健センターが対象の施設となっています。

○藤浪教育総務部長

この条例対象施設以外にも市の施設全て同じ考えで、基本的には使用料をいただく際に、その施設の設置目的等も鑑みて、どこまでいただくべきか、例えば、こういうタイプの施設は電気代までいただく施設ではないのか、そういう考え方の整理をしたうえで一時間あたり維持費を計算すれば、この程度のご負担をいただくべきではないかという考えが根本にあって、計算式を作っているのだらうと思われまます。そして数式にあてはめ、あまり一度に上がらないように激変緩和措置も加味したうえで一定の統一したルールの基にこの金額が算出されていると理解しているところです。

○樋口教育長

ほかにいかがでしょうか。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

議案第 57 号 補正予算について（事業費補正）

○樋口教育長

議案第 57 号について、説明をお願いします。

○西川郷土文化課長

議案第 57 号につきましては、補正予算について（事業費補正）です。

概要ですが、岸和田城天守閣内にある 2 つの収蔵庫内においてカビが発生していることが判明しました。これらの収蔵庫内にある郷土文化課所管の歴史資料においてもカビの被害を受けておりますので、早急にカビの除去処理等を実施する必要がありましたので、令和元年第 3 回定例市議会に歳出補正予算を審議いただくものです。

本件に関しましては、5 月の定例教育委員会の場で、岸和田城企画展の延長のご報告に際して、その理由として、岸和田城収蔵庫内におけるカビの発生について、ご説明差し上げました。

今回は、その、カビの影響を受けた、私どもが所管する歴史資料の殺菌作業の実施に係る委託料を補正予算として、第 3 回定例市議会にて審議いただくものです。

補正予算の内容は 10 款教育費、6 項社会教育費、6 目文化財保護費に委託料として 490 万円

の補正計上です。詳細は「収蔵品カビ被害等処理業務委託」と「収蔵品搬出・搬入業務委託」です。

資料のカビの殺菌を行う為に、事業者の施設へ搬入して、ガスによる燻蒸を行うものです。別途、施設所管の観光課が、収蔵庫自体の殺菌について、補正予算を計上しておりますので、殺菌された収蔵庫へ、殺菌された収蔵品を搬入いたします。

○樋口教育長

説明が終わりました。本件について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○河野委員

原因が不明なのは気になります。また同様のことが起こるかもしれないのでしょうか。

○西川郷土文化課長

専門事業者によると、カビの孢子自体は、どこにでも浮遊しており、条件が揃った場合、特に湿度らしいのですが、繁殖するものと聞いております。

今回は、汚染された収蔵資料自体と収蔵庫自体を殺菌し、現在あるカビの原因をなくす作業を行います。そのうえで、今後も、引き続き、観光課や指定管理者である岸和田市観光振興協会との連携をより密にしながら、温度や湿度のデータを細やかに確認し、更に専門事業者の助言も得ながら、資料の収蔵方法等についても工夫することで、収蔵資料の保存状態や収蔵庫内の環境について、十分に配慮していきたいと考えています。

○樋口教育長

今後も市民の方に見ていただく貴重な資料が多くあると思いますので、大切に保存し活用できるような仕組みにしてください。

ほかはいかがでしょう。ないようですので、原案のとおり承認することとします。

○樋口教育長

以上で全ての案件が終了しましたが、他に何かございませんか。

ないようですので、これをもって本日の定例教育委員会会議を閉会します。

閉会 午前 11 時 20 分

本会議録に相違ないことを認め署名する。

教育長

署名委員